公益社団法人 愛知県看護協会看護研究助成規程

(目 的)

第1条 この規程は、看護の質の向上と臨床における質の高い看護職を育成するために、研究活動に対し奨励助成することを目的とする。

(交付の対象)

第2条 助成金は、看護教育、臨床看護、地域看護等、看護に関する領域の研究に交付する。 (応募資格)

第3条 助成金の応募資格は、愛知県内に在住または勤務している看護職の個人、あるいは前者 を共同研究の代表とする研究チームとする。

(助成額)

第4条 助成額は次の通りとする。

研究内容、時期、他からの助成の有無を考慮し、1件ごとに定めた額とする。

(申 請)

第5条 助成金を申請しようとする者は、募集期間内に所定の申請書を公益社団法人愛知県看護協会会長(以下、「会長」という。)に提出する。

(助成の審査・決定)

第6条 助成金の交付は、提出された申請書について、看護研究助成委員会による審査を経て理事会で決定する。

(研究の変更・中止)

第7条 助成金の交付決定を受けたものが変更中止をするときは、速やかに会長にその旨の届出 書を提出する。会長が必要と認めたときは、助成金の一部または全額を返還させることができ る。

(助成金の使用制限)

第8条 助成金は交付を受けた者が研究に要する経費についてのみ使用できる。

(成果の報告)

第9条 助成金を受けた者は、会長に年度末までに所定の報告書を提出する。また、看護系および関連学会等に口頭・示説発表あるいは投稿をしなければならない。

(助成審査)

第10条 助成金の交付については、看護研究助成委員会で審査をする。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要事項は会長が別に定める。

(改定)

第 12 条 この規程の改定は、公益社団法人愛知県看護協会理事会の承認を得て会長が行う。

附 則

この規程は、平成15年12月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。